

医療法人の実務(定款・寄附行為
の変更、事業報告書等の作成)

定款又は寄附行為の変更について

注意事項(提出方法)

- ・定款又は寄附行為の変更申請は、平成20年3月31日までに各都道府県（大臣所管医療法人については地方厚生局）に提出すること

【説明】

施行日前に設立された医療法人は、**施行日から一年以内に**、この法律の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更につき医療法第50条第1項の認可（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、新医療法第68条の2第1項において読み替えて適用する医療法第50条第1項の認可）の**申請をしなければならない。**
（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第9条第1項）

注意事項(提出方法)

- 定款又は寄附行為の変更申請は、旧会計年度の決算の届出以後に提出すること
(届出期限に違いがあるため、定款等の変更前に旧会計年度の決算を届出)

【説明】

新医療法第51条から第52条までの規定は、施行日以降に始まる会計年度について適用し、施行日前に始まる会計年度については、旧医療法第51条及び第52条の規定は、なおその効力を有する。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第12条第2項)

	新医療法	旧医療法
書類の作成	第51条(2月以内)	第52条(2月以内作成)
書類の閲覧	第51条の2	
書類の届出	第52条(<u>2月以内</u>)	第51条(<u>3月以内</u>)

19.4.1(施行日)	20.4.1
-------------	--------

旧会計年度	決算届出 2月以内
	定款等 申請
	新会計年度
	決算届出 3月以内

参考(変更内容)

新モデル定款・寄附行為	旧モデル定款・寄附行為
第 条 赤字	第 条 赤字((定めなし)を含む。)
パターン1(新医療法と旧モデル定款・寄附行為で齟齬が生じる部分の改正) ・平成20年3月31日までに変更認可申請の提出が必要	
第 条 青字又は(削除)	第 条 青字((定めなし)を含む。)
パターン2(主に規定の追加(変更)、軽微な文言修正) ・変更認可申請の提出は任意であるが、出来るだけ変更(追加)していただきたい	
パターン3(主に法的根拠のない規定・文言の削除(変更)) ・変更認可申請の提出は任意であるが、既に認可済であり規定の削除は強制ではない ・なお、法的根拠のない規定を新たに定款に定める場合、審査や確認のための必要な書類として、省令及び通知等で規定する添付書類以外の書類を提出していただくことがある	
第 条 紫字又は(削除)	第 条 紫字
パターン4(経過措置型医療法人から新法の医療法人へ移行する際に定款・寄附行為の変更が必要な部分) ・変更認可申請の提出は任意であるが、 <u>社団は定款の変更に伴う課税関係が明確になるまで新法の医療法人への移行は待ったほうがよい</u> <u>財団は寄附行為の変更に伴う課税が生じないため出来るだけ変更していただきたい</u>	

変更内容(社団)

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p> <p><u>2 本会社が 市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</u></p> <p><u>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</u></p> <p><u>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</u></p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p> <p><u>(定めなし)</u></p>
<p>パターン1（指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所の追加（変更））</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所を定めていない場合、又は第5条に定めている（附帯業務として取り扱っている）場合、左記のとおり追加（変更）が必要である 	
<p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p>	<p>第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>(定めなし)</u></p>
<p>パターン2（社員名簿の備え置き及び必要な変更に関する規定の追加等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧モデル定款の文言修正 規定の追加（従前より医療法第68条において準用する民法第51条第2項が適用） 	

新モデル定款	旧モデル定款
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</u> <u>(社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。)</u></p>
<p>パターン4 (社員の出資金払戻請求に関する規定の削除) ・出資持分ありの社団から出資持分なしの社団に移行する際、社員の出資金払戻請求に関する規定の削除が必要である</p>	
<p><u>第9条 本社の資産は次のとおりとする。</u> <u>(1) 設立当時の財産</u> <u>(2) 設立後寄附された金品</u> <u>(3) 諸種の資産から生ずる果実</u> <u>(4) 事業に伴う収入</u> <u>(5) その他の収入</u> <u>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p>	<p><u>(定めなし)</u></p>
<p>パターン2 (法人の資産及び財産目録の備え置きに関する規定の追加) ・規定の追加 (従前より医療法第68条において準用する民法第51条第1項が適用) ・社員の出資金払戻請求に関する規定 (旧モデル定款第9条) の削除に併せて追加すればよい</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 <u>本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を 県知事（ 厚生局長 ）に届け出なければならない。</u></p>	<p>第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを 県知事（ 厚生局長 ）に届け出なければならない。</u></p>
<p>パターン1（事業報告書等の作成、閲覧及び届出の規定の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事（地方厚生局長）への届出期限が2月以内から3月以内に延長 ・事業報告書等の作成及び事務所での閲覧に関する規定を追加 	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 名以上 名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 名</p> <p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本団が開設（<u>指定管理者として管理する場合を含む。</u>）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 名以上 名以内 うち理事長1名 <u>常務理事 名</u></p> <p>(2) 監事 名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会において<u>本団の社員の中から</u>選任する。<u>ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</u></p> <p>第18条 理事長<u>及び常務理事</u>は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。<u>ただし、<u>県知事（<u>厚生局長</u>）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u></u></p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。<u>ただし、再選を妨げるものではない。</u></p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定及び特例規定等の削除等（既に認可済））</p>	
<p>パターン1（指定管理者として管理する病院等がある場合は必要な規定を追加する）</p>	
<p>5 <u>理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（理事又は監事の1 / 5 超が欠けた場合の1月以内の補充に関する規定の追加） ・旧医療法では理事のみ規定（旧モデル定款には定めがなかった）</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第19条（略）</p> <p>3 <u>理事は、本社の常務を処理し、</u> 理事長に事故があるときは、<u>理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事が</u> その職務を行う。</p>	<p>第19条（略）</p> <p>3 <u>常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、</u> 理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 <u>理事は、本社の常務を処理する。</u></p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除等（既に認可済））</p>	
<p>4 監事は、<u>次の</u>職務を行う。</p> <p><u>(1) 本社の業務を監査すること。</u></p> <p><u>(2) 本社の財産の状況を監査すること。</u></p> <p><u>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u></p> <p><u>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを 県知事（ 厚生局長 ）又は社員総会に報告すること。</u></p> <p><u>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u></p> <p><u>(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p>	<p>5 監事は、<u>民法第59条に規定する</u>職務を行う。</p>
<p>パターン1（監事の職務に関する規定の改正等）</p> <p>・ 監事の職務内容に関する規定が新医療法で整備（従前の民法の準用規定は削除）</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>5 監事は、<u>本社の</u>理事又は職員（<u>本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）</u>を兼ねてはならない。</p>	<p>6 監事は、<u>この法人の</u>理事又は他の職務を兼任することができない。</p>
<p>パターン1（監事の職務に関する規定の改正等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事が兼職できない職務について明確化 ・ 指定管理者として管理する病院等がある場合は必要な規定を追加する 	
<p>パターン2（旧モデル定款の文言修正）</p>	
<p>第20条（略）</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の<u>残任</u>期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者<u>が</u>就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>第20条（略）</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の<u>残留</u>期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者<u>の</u>就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>
<p>パターン2（旧モデル定款の文言修正）</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第22条 定時総会は、毎年2回、月及び月に開催する。</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、月及び月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。</p>
<p>パターン2（旧モデル定款の文言修正）</p>	
<p>第23条 <u>理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</u></p> <p>2 <u>社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</u></p> <p>3 <u>理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p> <p>第24条 （略）</p> <p>第25条 社員総会は、<u>総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	<p>第23条 <u>会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>第24条 社員総会は、<u>社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</u></p>
<p>パターン1（社員総会及び理事会に関する規定の改正等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の議長の選任に関する規定の改正（理事長充て職は法的根拠なし） ・ 社員総会の招集に必要な定数等の改正 ・ 社員総会の開会に必要な定数等の改正 	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p><u>第26条</u> 社員総会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか</u>、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。<u>ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</u></p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定及び特例規定等の削除等（既に認可済））</p>	
<p>3 <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（社員総会の議長は社員として議決に参加不可とする規定の追加） ・新医療法において新規に規定</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第7章 定款の変更 第31条 (略) 第8章 解散及び合併 第32条 本社は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、<u>_____</u> 県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 第33条 本会社が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、</u>理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって<u>理事以外の者</u>を選任することができる。 2 清算人は、<u>社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、_____</u> 県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し</p>	<p>第7章 定款の変更<u>及び解散</u> 第32条 (略) (定めなし) (定めなし) (定めなし) 第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって<u>社員の中からこれ</u>を選任することができる。 (定めなし) (定めなし)</p>
<p>パターン2 (医療法人の解散(清算を含む。)に関する規定の追加等) ・従前より医療法に規定(旧モデル定款には定めがなかった)</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>国</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体</u></p> <p>(3) <u>医療法第31条に定める公的医療機関の開設者</u></p> <p>(4) <u>都市区医師会又は都道府県医師会（民法第34条の規定により設立された法人に限る。）</u></p> <p>(5) <u>財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</u></p>	<p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に応じて分配するものとする。</u></p> <p>【出資額限度法人の場合】</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、<u>県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u></u></p>
<p>パターン4（残余財産の分配に関する規定の削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資持分ありの社団から出資持分なしの社団に移行する際、残余財産の分配に関する規定の削除が必要である 	
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>第34条の2 第9条及び前条の規定は第32条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。</u></p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済））</p>	

新モデル定款	旧モデル定款
<p>第35条 本社は、<u>総社員の同意があるときは、<u> </u> 県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（医療法人の合併に関する規定の追加） ・従前より医療法に規定（旧モデル定款には定めがなかった）</p>	
<p>第36条 本社の公告は、<u>官報（及び <u> </u> 新聞）</u> によって行う。</p>	<p>第35条 本社の公告は、<u> </u> <u>新聞（官報）</u> によって行う。</p>
<p>パターン1（公告に関する規定の改正（準用する民法の改正（平成18年6月）に伴うもの） ・当該変更は、医療法施行規則第32条の2の規定により遅滞なく届け出なければならないが、未届出である場合は、他の変更事項と併せて変更認可申請を提出すること 民法（明治29年法律第89号） 第79条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。 2～3 （略） 4 <u>第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。</u> 第81条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。 2～3 （略） 4 <u>第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。</u></p>	
<p>附 則 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 理 事</p>	<p>附 則 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 <u>常務理事</u> 理 事</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済））</p>	

変更内容(財団)

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p> <p><u>2 本財団が 市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</u></p> <p><u>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</u></p> <p><u>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</u></p>	<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p> <p><u>(定めなし)</u></p>
<p>パターン1（指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所の追加（変更））</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所を定めていない場合、又は第5条に定めている（附帯業務として取り扱っている）場合、左記のとおり追加（変更）が必要である 	
<p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金 万円</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 <u>(別紙財産目録に掲げるもの)</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(定めなし)</u></p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1号の財産中の不動産及び金 万円</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>パターン2（財産目録の備え置きに関する規定の追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前より医療法第68条において準用する民法第51条第1項が適用 	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p>	<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会は諮問機関であり同意が原則（評議員会の議決を要する事項については寄附行為又は細則で定めること） 	
<p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を 県知事（ 厚生局長 ）に届け出なければならない。</u></p>	<p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを 県知事（ 厚生局長 ）に届け出なければならない。</u></p>
<p>パターン1（事業報告書等の作成、閲覧及び届出の規定の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事（地方厚生局長）への届出期限が2月以内から3月以内に延長 ・事業報告書等の作成及び事務所での閲覧に関する規定を追加 	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済）） ・評議員会は諮問機関であり同意が原則 （評議員会の議決を要する事項については寄附行為又は細則で定めること）</p>	
<p>第4章 役員及び評議員 第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p>	<p>第4章 役員 第14条 本財団に、次の役員を置く。</p>
<p>パターン1（評議員は医療法人の役員に含まれない） 医療法（昭和23年法律第205号） 第46条の2 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 第49条の4 （略） 2 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。</p>	
<p>(1) 理事 名以上 名以内 うち理事長1名 (2) 監事 名 (3) 評議員 名以上 名以内 第15条（略） 2 理事長は、理事の互選によって定める。</p>	<p>(1) 理事 名以上 名以内 うち理事長1名 常務理事 名 (2) 監事 名 (3) 評議員 名以上 名以内 第16条（略） 第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済））</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>3 本財団が開設（<u>指定管理者として管理する場合を含む。</u>）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>2 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。<u>ただし、 県知事（<u>厚生局長</u>）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。<u>ただし、再選を妨げるものではない。</u></p>
<p>パターン3（特例規定等の削除等（既に認可済））</p>	
<p>パターン1（指定管理者として管理する病院等がある場合は必要な規定を追加する）</p>	
<p>5 <u>理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（理事又は監事の1 / 5 超が欠けた場合の1月以内の補充に関する規定の追加） ・旧医療法では理事のみ規定（旧モデル寄附行為には定めがなかった）</p>	
<p>第16条（略） 2（略） 3 <u>理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</u></p>	<p>2（略） 3（略） 4 <u>常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</u> 第16条（略） 2～3（略） 4 <u>理事は、本財団の常務を処理する。</u></p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除等（既に認可済））</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>4 監事は、<u>次の職務を行う。</u></p> <p>(1) <u>本財団の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを 県知事(厚生局長)又は評議員会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p>	<p>5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u></p>
<p>パターン1 (監事の職務に関する規定の改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の職務内容に関する規定が新医療法で整備 (従前の民法の準用規定は削除)) 	
<p>5 監事は、<u>本財団の理事、評議員又は職員 (本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者その他の職員を含む。) を兼ねてはならない。</u></p>	<p>6 監事は、<u>この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。</u></p>
<p>パターン1 (監事の職務に関する規定の改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事が兼職できない職務について明確化 ・ 指定管理者として管理する病院等がある場合は必要な規定を追加する 	
<p>パターン2 (旧モデル寄附行為の文言修正)</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第17条 評議員は、<u>次に掲げる者から</u>理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</u></p> <p>(2) <u>病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</u></p> <p>(3) <u>医療を受ける者</u></p> <p>(4) <u>本財団の評議員として特に必要と認められる者</u></p> <p>2 <u>評議員は、役員を兼ねることはできない。</u></p>	<p>第17条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>2 <u>評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。</u></p>
<p>パターン2（評議員の資格に関する規定の追加） ・新医療法において新規に規定</p>	
<p>第18条（略）</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の<u>残任</u>期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者<u>が</u>就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>第18条（略）</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の<u>残留</u>期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者<u>の</u>就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>
<p>パターン2（旧モデル寄附行為の文言修正）</p>	
<p>第20条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第20条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 理事会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか</u>、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>パターン3（特例規定等の削除等（既に認可済））</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第21条 <u>評議員会は、理事長が招集する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>3 <u>理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p>第21条 <u>理事長は、毎年1回月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。</u></p> <p>2 <u>理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べることができる。</u></p> <p>3 <u>評議員の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。</u></p> <p>第22条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p>
<p>パターン2（旧モデル寄附行為の文言修正）</p>	
<p>パターン1（評議員会の招集に必要な定数等の改正）</p>	
<p>第22条 <u>次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 <u>前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。</u></p>	<p>第24条 <u>次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない。</u></p> <p>1～9 (略)</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の改正（既に認可済））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会は諮問機関であり同意が原則 （評議員会の議決を要する事項については寄附行為又は細則で定めること） 	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第23条 評議員会は、<u>総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	<p>第23条 評議員会は、<u>評議員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</u></p>
<p>パターン1（評議員会の開会に必要な定数等の改正）</p>	
<p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>5 評議員会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか</u>、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>パターン3（特例規定等の削除等（既に認可済））</p>	
<p><u>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（評議員会の議長は評議員として議決に参加不可とする規定の追加） ・新医療法において新規に規定</p>	
<p>第27条 <u>理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u> 2 <u>評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</u></p>	<p><u>（定めなし）</u></p>
<p>パターン2（理事会及び評議員会の議事についての細則に関する規定の追加）</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p><u>第29条 本財団は、次に事由によって解散する。</u></p> <p>(1) <u>目的たる業務の成功の不能</u></p> <p>(2) <u>他の医療法人との合併</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定</u></p> <p>(4) <u>設立認可の取消し</u></p> <p><u>2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、 県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。</u></p> <p>第30条 本財団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、</u>理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p><u>2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>現務の結了</u></p> <p>(2) <u>債権の取立て及び債務の弁済</u></p> <p>(3) <u>残余財産の引渡し</u></p>	<p>(定めなし)</p> <p><u>第26条 やむを得ない理由があるときは、</u>理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、 県知事（厚生労働大臣）の認可を<u>得て、本財団を解散することができる。</u></p> <p>第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>(定めなし)</p>
<p>パターン2（医療法人の解散（清算を含む。）に関する規定の追加等）</p> <p>・従前より医療法に規定（旧モデル寄附行為には定めがなかった）</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第31条 <u>本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>国</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体</u></p> <p>(3) <u>医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者</u></p> <p>(4) <u>都市医師会又は都道府県医師会（民法第34条の規定により設立された法人に限る。）</u></p> <p>(5) <u>財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</u></p>	<p>第28条 <u>本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、<u> </u>県知事（厚生労働大臣）の認可を得て処分するものとする。</u></p>
<p>パターン4（残余財産の処分に関する規定の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の認可を得て処分する旨の規定は新医療法から削除（旧医療法の経過措置）（寄附行為の変更に伴う法人税、所得税及び贈与税等の課税は生じない） 	
<p>第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、<u> </u>県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の<u>財団</u>医療法人と合併することができる。</p>	<p>第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、<u> </u>県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。</p>
<p>パターン2（旧モデル寄附行為の文言修正）</p>	

新モデル寄附行為	旧モデル寄附行為
<p>第33条 本財団の公告は、<u>官報（及び新聞）</u>によって行う。</p>	<p>第30条 本財団の公告は、<u>新聞（官報）</u>によって行う。</p>
<p>パターン1（公告に関する規定の改正（準用する民法の改正（平成18年6月）に伴うもの） ・当該変更は、医療法施行規則第32条の2の規定により遅滞なく届け出なければならないが、未届出である場合は、他の変更事項と併せて変更認可申請を提出すること</p>	
<p>第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。</p>	<p>第31条 この寄附行為の施行細則は、理事会<u>及び評議員会</u>の議決を経て定める。</p>
<p>パターン3（法的根拠のない規定の改正（既に認可済）） ・評議員会は諮問機関であり同意が原則 （評議員会の議決を要する事項については寄附行為又は細則で定めること）</p>	
<p>附則 本財団設立当初の役員<u>及び評議員</u>は、次のとおりとする。 理事長 理事</p>	<p>附則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 <u>常務理事</u> 理事</p>
<p>パターン1（評議員は医療法人の役員に含まれない）</p>	
<p>パターン3（法的根拠のない規定の削除（既に認可済））</p>	

変更内容(特定医療法人・特別医療法人)

- 定款又は寄附行為で1年以内に変更が必要な部分は必要最小限
- ・指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所の追加(変更)
 - ・監事の職務に関する規定の改正
 - ・社員総会及び評議員会の招集に必要な定数等の改正
 - ・事業報告書等の作成、閲覧及び届出の規定の改正
 - ・公告に関する規定の改正 等
- さらに、任意に変更が可能な部分は特に示さず

→ 公益性の高い医療法人(社会医療法人)への移行を想定

社会医療法人のモデル定款・モデル寄附行為は平成20年4月1日
までのできるだけ早い時期に示す予定

事業報告書等の作成について

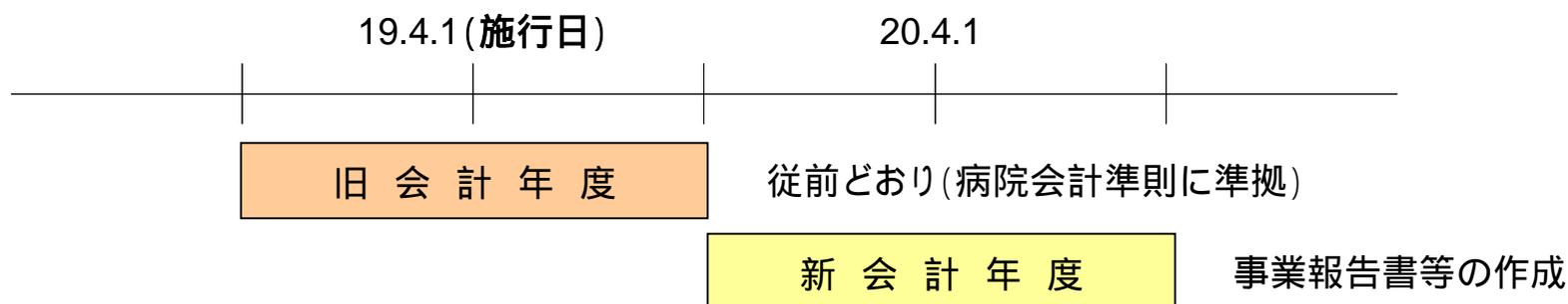
注意事項(作成方法)

- ・事業報告書等の作成は、施行日以降に始まる新会計年度から作成すること
(旧会計年度については、財産目録、貸借対照表、損益計算書の作成のみ)

【説明】

新医療法第51条から第52条までの規定は、施行日以降に始まる会計年度について適用し、施行日前に始まる会計年度については、旧医療法第51条及び第52条の規定は、なおその効力を有する。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第12条第2項)



注意事項(作成方法)

- ・事業報告書等の都道府県への届出は医療法人全体のものでよいが、会計処理方法は従前どおり行うことが望ましいこと。

【説明】

事業報告書等の都道府県への届出は医療法人全体のものでよい(旧会計年度の決算書類の届出は、開設する施設ごとのものと医療法人全体のものが必要)が、開設する施設の財政状態及び運営状況を適正に把握するためには、従前どおり病院会計準則(平成16年医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知)に準じて開設する施設ごとに財務諸表等を作成し、都道府県への届出様式に集計して届出することが望ましい。

作成方法(事業報告書)

事業報告書
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 会 定款又は寄附行為を確認を!

財団	会社	出資持分あり	出資持分なし)
社会医療法人	特別医療法人	特定医療法人	
出資額限度法人	その他		
基金制度採用	基金制度不採用		

注) から のそれぞれの項目(は社団のみ)について、
該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更
があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 県 郡(市) 町(村) 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる
事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 年 月 日

(4) 設立登記年月日 平成 年 月 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		医療法第47条第1項参照
理 事		病院管理者 診療所管理者 介護老人保健施設 園管理者
同		
同		
監 事		
同		医療法第49条の4参照
評 議 員		医師 (医師会会長) 経営有識者 (経営コンサルタント代表) 医療を受ける者 (自治会長)
同		
同		

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 ~ 3 (略)

【参 考】医療法 (昭和23年法律第205号)

第47条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設 (指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者を理事に加えなければならない。 (略)

第49条の4 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む）の業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	病院	県 群(市) 町 (村) 番地 注2	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
診療所	診療所 注1 【市から指定管理者として指定を受けて管理】	県 群(市) 町 (村) 番地	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 注3
介護老人保健施設	園	県 群(市) 町 (村) 番地	入所定員 人 通所定員 人

- 注) 1 指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- 2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
- 3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション	県 群(市) 町 (村) 番地	定款又は寄附行為で確認を!
在宅介護支援センター 【市から委託を受けて管理】	県 群(市) 町 (村) 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

指定管理者の場合は (1) 本来業務の記載方法に準じて記載

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
駐車場業	県 群(市) 町 (村) 番地	
料理品小売業	県 群(市) 町 (村) 番地	

定款又は寄附行為で確認を!

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | | | | | |
|----|---|---|---|----|------------------|
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 平成 | 年度決算の決定 |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | | 定款の変更 |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 平成 | 年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| | | 〃 | | 平成 | 年度の借入金額の最高限度額の決定 |

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
- | | | | | | |
|----|---|---|---|-----------|--------|
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 病院開設許可(平成 | 年開院予定) |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | | 診療所開設 |

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- | | | | | |
|----|---|---|---|------------|
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 小児救急医療拠点病院 |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | エイズ治療拠点病院 |

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

作成方法(財産目録)

財 産 目 録		
(平成 年 月 日現在)		
1	資 産 額	×××千円
2	負 債 額	×××千円
3	純 資 産 額	×××千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	貸借対照表の価額と一致！ ×××
B 固 定 資 産	×××
C 資 産 合 計 (A + B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C - D)	×××

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の を塗りつぶすこと。
 土 地 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有 (部分的に賃貸)
 建 物 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有 (部分的に賃貸)

作成方法(貸借対照表)

1. 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

新法の医療法人 様式3 - 1

経過措置型医療法人 様式3 - 2

2. 診療所のみを開設する医療法人

新法の医療法人 様式3 - 3

経過措置型医療法人 様式3 - 4

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が作成する貸借対照表より勘定科目が大括り

「新法の医療法人」と「経過措置型医療法人」の貸借対照表上の違い
 貸借対照表の純資産の部の科目構成が一部異なる

貸借対照表

資 産 の 部	負 債 の 部
	純 資 産 の 部

「純資産の部」の科目構成の違い

新法の医療法人	経過措置型医療法人	説 明
	資本金	・出資金
資本剰余金	資本剰余金	・新法の医療法人に移行する際、計上した資本金 (医療法施行規則第30条の39第2項) ・寄附金
利益剰余金	利益剰余金	
代替基金		・基金を拠出者に返還する際、計上した基金相当額 (医療法施行規則第30条の38第3項)
その他利益剰余金		
評価・換算差額等	評価・換算差額等	
基金		・基金(医療法施行規則第30条の37)

作成方法(損益計算書)

1. 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

様式4 - 1

2. 診療所のみを開設する医療法人

様式4 - 2

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が作成する損益計算書より勘定科目が大括り

作成方法(監事監査報告書)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 会
理事長 殿

私は、医療法人 会の平成 会計年度(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

.....

監査結果

.....

医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年医政指発0330003号)の様式5(監事監査報告書)はあくまでも例を示したものであり、当該様式が示す文面から一切の逸脱を認めないといったものではない。

平成 年 月 日
医療法人 会
監事
監事 印
印